

感染を疑わせる症状が出た際のマニュアル

ご自身が発熱、あるいは感染を思わせる症状が生じた際に、このマニュアルを目安として、行動して下さい。また、できるだけ、毎朝出勤、通所、通学前に検温し、健康状態のモニタリングを行ってください。

1. 発症初日

発熱、咳、全身倦怠感、味覚異常、頭痛、呼吸困難等いずれかの症状がある、あるいは、検温し体温が 37.5℃以上ある(無症状でも)。

《対応法》

出勤および通所はしない様にして下さい。利用児者(保護者)および職員は、電話にて以下の内容を連絡ください。

①発症までの症状の経過に関する情報:いつ頃からどんな症状があったか?熱がいつからどの程度まで上昇したか含めた経過等

②同居する家族に関する情報:同居家族の症状の状況等(新型コロナウイルス感染者の有無を含む)

③発症 2 日前までの行動に関する情報(2週間程度の行動履歴:職場・会合等への出席状況)

④新型コロナウイルス感染者との接触に関する情報:感染者への接触歴の有無・国内外の旅行歴等

(1)発熱を含め局所あるいは全身症状が強くない時は、自宅で安静待機して下さい。不要不急の外出は控える様にしてください。

名古屋市保健センター「帰国者・接触者相談センター」* 等へ相談することも可能です。

(2)発熱を含め強い倦怠感や息苦しさ(呼吸困難)がある時、あるいは、高齢者や糖尿病・心不全・呼吸器疾患の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方、妊婦の方等は、専門の名古屋市保健センター「帰国者・接触者相談センター」に電話で相談してください。

※名古屋市保健センター「帰国者・接触者相談センター」開設時間 9:00～17:30

港区 052-651-6537 中川区 052-363-4463 熱田区 052-683-9683

南区 052-614-2814 瑞穂区 052-837-3264 時間外は中区 052-241-3612

(3)基礎疾患がある方は、主治医への相談も検討してください。

(4)上記に該当しない場合も局所あるいは全身症状が強い時は、症状次第で近隣医療機関に電話等で受診の相談をして下さい。(何らかの感染症を含む治療すべき疾患の可能性もあります。)

(5)新型コロナウイルス感染拡大防止の為、複数の医療機関の受診はしないでください。

以降、毎日3回(朝・昼・夕)に検温を行い、体温や症状等を記録する様にしてください。

2. 発症翌日以降

1) 依然症状が続いている時:

《対応法》

上記の1. 発症初日と同様に《対応法》(1)～(4)に沿って対応してください。

2) 発熱・咳・全身倦怠感等の症状等含め、各種薬剤を内服しない状態で、体調が完全に回復した時:

《対応法》

体調が完全に回復し薬剤を服薬していない状態で、少なくとも2日が経過してから、サービス利用もしくは出勤を可能とします。

ただし、当面の間はサービス利用中もしくは通勤・就業中もマスク着用し、手洗い、咳エチケットを励行し感染予防に努めてください。

また、医療機関を受診した場合は、主治医の指示の元、病状が治癒あるいは出勤可能と判断されてから、出勤を可とします。

3. 発症後4日以降

1) 発熱、咳、全身倦怠感などの症状(比較的軽い風邪の症状も含め)が4日以上続いている(解熱剤を飲み続けなければならない時を含む)時:

《対応法》

必ず、専門の名古屋市保健センター「帰国者・接触者相談センター」に電話で相談し、医療機関の受診をご検討ください。

なお、上記において医療機関を受診する際には、マスクを着用するほか、手洗いや咳エチケットの徹底をし、他者への感染を避けるための努力をお願いします。

引き続き、ご利用事業所もしくは所属事業所に連絡してください。

2) 発熱・咳・全身倦怠感等の症状等含め、各種薬剤を内服しない状態で、体調が完全に回復した時:

《対応法》

上記の2. 発症翌日以降の-2)体調が完全に回復した時と同様に、《対応法》に沿って対応してください。

作成日:令和2年8月12日

本人が新型コロナウイルス感染症と診断された際のマニュアル

ご自身が新型コロナウイルス感染症と診断された際には、治癒するまではサービス利用、就業を禁止としますので、出勤、通所はしないでください。

医師の指示に従い、入院治療あるいは宿泊施設もしくは自宅での療養に専念してください。

宿泊施設または自宅待機が選択できる場合には、家族(同居者)への感染リスクの回避や容体急変への対応等の観点から、宿泊施設での療養を前向きに検討してください。

(感染者が自宅待機を行う場合は、その家族(同居者)は自宅療養中も濃厚接触者に該当しますので、患者の自宅療養解除日から更に14日間の健康観察期間が求められる事があります。)

また診断が確定に至らず経過観察を指示された場合も、同様に自宅待機としてください。

直ちに利用児者(保護者)および職員は、電話にて以下の内容を連絡ください。またその際、上記の「報告すべき内容」に加え、発症2週間以内の行動および事業所内での動線(出勤・勤務・通所や休憩・トイレ等:消毒すべき箇所等を含む)も併せて報告してください。

サービス利用および職場の復帰については、

①入院していた場合には、退院時に主治医からの指示を仰いでください。なお、治癒証明書等を医師に求める必要はありません。

②宿泊施設または自宅待機の場合は、『発症後に少なくとも10日が経過』し、かつ『症状消失後少なくとも3日が経過』してからの復帰とします。

なお、サービス利用開始および職場復帰に際しては1週間程度の在宅勤務(または自宅待機)を行う様にして下さい。職員については、もし在宅勤務が難しい場合は、復帰後1週間は毎日の健康管理とマスクの着用、ソーシャルディスタンス(他人との距離を2m程度)を保つなど感染予防対策を行い、体調不良時には出勤しないでください。

感染者の濃厚接触者として特定された際のマニュアル

ご自身が感染者の濃厚接触者(*2)として特定された際には、感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間は、健康状態に注意を払い、病気休暇の取得や在宅勤務などにより、出勤しないで下さい。また、不要不急の外出は控え、保健所の指示に従い感染防止の措置をとってください。

下記連絡先にメールにて報告あるいは電話連絡をしてください。また同時に事業所にも電話連絡をしてください。

この観察期間中に症状が出現する場合には、必ず専門の名古屋市保健センター「帰国者・接触者相談センター」に電話で相談し、医療機関の受診をご検討ください。

※名古屋市保健センター「帰国者・接触者相談センター」開設時間 9:00～17:30

港区 052-651-6537 中川区 052-363-4463 熱田区 052-683-9683

南区 052-614-2814 瑞穂区 052-837-3264 時間外は中区 052-241-3612

*2: 「濃厚接触者」とは、「患者(確定例)」「(無症状性病原体保有者を含む)の「感染可能期間(*3)に接触した者」のうち、次の範囲に該当する者:「患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内・航空機内等を含む)があった者」「適切な感染防護無しに患者(確定例)を診察、看護若しくは介護していた者」「患者(確定例)の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者」「手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と15分以上の接触があった者(周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)」とします。

「患者(確定例)」とは、「臨床的特徴等などから新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、検査により新型コロナウイルス感染症と診断された者」とします。

「無症状病原体保有者」とは、「臨床的特徴を呈していないが、検査により新型コロナウイルス感染症と診断された者」とします。

*3: 患者(確定例)の「感染可能期間」とは、「発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状(全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など)を呈した2日前から、隔離開始(入院・自宅や施設等)までの間」とします。

濃厚接触者として特定されPCR検査を受け「陰性」と判断された場合は、通勤は可能です。「陽性」と判断された場合は、新型コロナウイルス感染症と診断された際のマニュアルに沿って対応。

作成日:令和2年8月12日